

湘南むぎばたけ  
新型コロナウイルス等感染症に対する事業継続計画

(趣旨)

一 この計画は、湘南むぎばたけのサービスを利用する障がい者やサービスを提供する職員の安全を感染症の脅威から守るとともに社会・経済活動の両立を図ることを目的として作成する。

(対象とする感染症)

二 この計画の対象となる感染症は次のとおり

- (1) コロナウイルス
- (2) インフルエンザ
- (3) ノロウイルス
- (4) はしか
- (5) 風疹
- (6) その他感染症

(保健対策)

三 事業所は、予防対策として次のことに心がける。

- (1) 必要によりマスクの着用に心がけること
- (2) 必要に応じ手指消毒に心がけること
- (3) 室内の換気に心がけること
- (4) 感染が予想される期間は、体温の測定を随時行い早期発見に努めること
- (5) 室内の定期的な消毒に心がけること

(主な症状)

四 感染症の主な症状と休養期間は次のとおりとする。

感染症名	主な症状	感染(休業)期間等	備考
インフルエンザ	高い発熱、のどの痛み、せき、頭痛、筋肉痛、関節痛等	症状発症後3日	感染力が強い
コロナウイルス	発熱、せき、下痢、倦怠感等	症状発症後7日	〃
風疹	発熱、発疹、リンパの腫れ等	症状発症後7日	〃
はしか	発熱、せき、鼻水、下痢、発疹等	症状発症後10日	〃
ノロウイルス	腹痛、下痢、吐き気、嘔吐等	症状発症後3日	〃

2 前記の休業期間は、施設利用者及び当施設に勤務する職員に適用するものとする。

3 休業期間については、本人のみとし濃厚接触の者には適用しない。なお濃厚接触等で休

む場合は、本人の判断に委ねるものとする。

(感染者が出た場合の事業所の対応及び休業等)

五 感染者が出た場合の事業所の対応または運営は次のとおりとする。

(1) 施設利用者及び職員全体の感染者数による事業所の運営は次のとおりとする。

感染フェーズ	感染状況	事業所の取り組み
フェーズ1	社会的に感染者が出ている段階	職員・利用者への注意喚起
フェーズ2	法人内の他の事業所で感染者が出た場合	強い注意喚起
フェーズ3	事業所内に感染者が1人出た場合	感染者のみ休養
フェーズ4	事業所内のグループに感染者が複数出た場合	感染者のいるグループ休養
フェーズ5	事業所内全般に複数の感染者が出た場合	事業所全体休業

(2) 施設職員に感染者がでた場合の事業所運営は次のとおりとする。

感染フェーズ	感染状況	事業所の取り組み
フェーズ1	支援職員または調理職員の感染者が1名出た場合	感染者のみ休養
フェーズ2	運転を兼務する支援職員が3名以上感染した場合	送迎ルートや送迎時間の変更。 運営は時間短縮。代替職員で対応
フェーズ3	調理員が2名以上感染した場合	調理業務停止。弁当持参または仕出し弁当で対応
フェーズ4	支援職員が4名以上感染した場合	送迎・活動内容等変更または縮小
フェーズ5	支援職員(運転員含む)5名以上感染した場合	休業

2 前記の休養期間または休業期間は四の感染(休養)期間とする。

(施設休業期間中のホーム入居者の施設利用)

六 前記五の事業所が休業となる場合においてホーム入居者が感染していない場合は、ホーム事業所の運営形態(日中支援が困難など)を考慮し施設利用が可能となるよう協議する。その場合の利用継続について次の事項を満たす場合とする。

- (1) 当施設の支援職員の支援に必要な最低人員確保が可能な場合
- (2) ホーム入居者に感染症状がなくホーム内にも感染者が出ていないとき
- (3) 前記の要件を満たしホーム入居者が当事業所の利用を希望する場合

2 前記の利用に当たっては、次の点も協議する。

- (1) 送迎時間の変更
- (2) 利用可能時間の変更
- (3) 活動(利用)内容の変更

(4) その他前記に準じること

(感染情報の提供)

七 事業所内において感染者が出た場合若しくは注意喚起が必要と考えられる場合は、当事業所家庭向けホームページを利用し掲示する。

(休業期間等の取り組み)

八 職員は、施設利用者が休養している期間、日々健康確認を行う。また必要により家庭訪問等を行うものとする。

(施設利用者及び家族の協力)

九 当施設の利用者及びその家族は、次のことに努めるものとする。

- (1) 日常的に健康管理に留意すること
- (2) 四の感染症の症状が見受けられる場合は、可能な限り速やかに医療機関を受診するとともに事業所へ連絡すること
- (3) 社会的感染動向等の情報収集に努めること

(職員の注意義務)

十 当事業所に勤務する職員は、次の事項について注意する。

- (1) 日常的に健康管理に努めること
- (2) フェーズに合わせた適切な行動をとること
- (3) フェーズに合わせた適切な情報提供に努めること
- (4) 社会的な感染動向の情報収集に努めること
- (5) 関係者の個人情報の取扱いには十分留意すること

(必要物品の調達・保管)

十一 当事業所は、次の物品の一部を除き施設または職員用に常備する。

- ア マスク
- イ 消毒用アルコール・ハンドソープ
- ウ 体温測定器
- エ 使い捨て手袋（汚物処理用）
- オ 消毒薬・洗浄液
- カ その他必要なもの

## 附則

(マスクの着用の考え方)

十二 三保健対策の(1)において定めたマスクの着用について、コロナ対策においては、マスクの着用の判断は個人に委ねるものとする。

ただし当事業所の職員においては、当面の間、勤務時間は、マスクの着用を義務付けるものとする。

2 前項の当面の間の考え方については、コロナウイルスまたはインフルエンザが社会的に発症の報告がなされている期間とする。

(手指消毒の考え方)

十三 事業所では、手指アルコール消毒については、コロナウイルスの感染拡大傾向がみられるとき等感染対策として必要なときに行ものとし、平時は実施しない。

(検温の考え方)

十四 事業所では、施設到着時に検温を定期的実施してきたが、施設内で体調の不良が見られる時など必要に応じて実施するものとし平時は事業所到着時に測定しない。

適用日 2023年4月1日